

# 官報 号外 昭和三十九年三月二十七日

## ○第四十六回 衆議院會議錄 第十八号

昭和三十九年三月二十七日(金曜日)

午後二時八分開議  
午後二時二時四十分閉議

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

賃金問題をめぐる春闘に関する緊急質問(江田三郎君提出)

日程第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

質問を許可いたします。江田三郎君。  
〔江田三郎君登壇〕

賃金問題をめぐる春闘に関する緊急質問(江田三郎君の緊急質問)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

賃金問題をめぐる春闘に関する緊急質問を許可いたします。江田三郎君。

○江田三郎君 私は、日本社会党を代表して、現在進んでおります春闘を中心、政府の所信を伺いたいと存じます。質問は具体的に行ないますので、答弁も具体的にされるよう、あらかじめ要望しております。

物価騰貴は、労働大臣がこれまで言明されたとおり、賃上げに原因があるのですございません。生産性の低いサービス業などでは、確かに賃上げが物価上昇を招く傾向が一部にはあります。

私は、去る三月十八日、列車の運転台に乗つて、国鉄の状況を実地に調査いたしました。そのとき私の乗った車の勤続十六年の車掌さんは、本俸一萬九千八百円、妻と子供が二人、妻は一個二十銭の電気セット入れの内職をやっていました。事故を起こせば、命を失つたり刑事罰に問われる国鉄労働者が、このような状態にあることを、池田総理は知つておられるのか。

おられて、過剰投資が行なわれたところにあります。そのため、大企業の付加価値構成比率において、人件費は下がつておるのに、金利負担と減価償却が大幅に上がつておるのであります。

さらに、渡邊公取委員長の言明のように、三十八年三月末に、製造業の生産する商品全体の一二・五%にカルテルが存在し、その九〇%以上が、製品価格に何らかの影響を与えていたといふ点に物価問題のいま一つの焦点があつたらしい。(拍手)

政府は、三月二十四日の閣議において、賃金抑制の統一見解を出すことをきめましたが、これまで、大橋労働大臣及び労働省は、賃上げが物価上昇の原因ではなく、消費者物価上昇は、わが国の高度成長に伴う構造変化の結果であり、このため、経済成長に見合つた健全な賃上げは抑える必要はないといふ見解を一貫してとつてまいりました。ところが、三月四日の経済閣僚懇談会並びに三月二十四日の閣議において、賃上げが物価を上げると態度を変更する法律案(内閣提出)

また首相は、賃上げが国際競争力を弱めると言われますが、あなたが心配されるような国際競争力が問題になる

大企業製品の労務費コストはきわめて低く、たとえば通産省統計によつても、鉄鋼の労務費は、アメリカ六二・七%、西ドイツ三五%に対し、日本は二十四・六%にすぎません。また労働集約度の高い製品は、むしろ国際競争力が強くて、国際的にダンピングの非難を受け、輸入制限を受けているのが事実でござります。国連の統計を見ましても、先進資本主義国の労働分配率が、ほとんど例外なしに五〇%前後になつておるのに対しまして、わが国は三〇%台であり、まさに低開発国並みという事実をどう説明されるのか、お伺いいたしたい。(拍手)

われわれのこの主張に対し、政府や経営者は、賃金のほかに福利厚生費の高いことを宣伝されますけれども、これとても、首相が常に例にあげられるところのイタリアにおきましては、賃金に対する福利厚生費の割合は、法定福利費を加えて四二・四%であるのに對しまして、日本は一一・八%であり、全く根拠のない伝説であつたことが明らかでございます。(拍手)

開放経済体制への移行に際しまして、低賃金によって国際競争力の強化をはかるとする考え方は、これは世界の大勢に逆行するものであり、必ずや、厚い壁に突き当たらざるを得ないのです。

でなく、現に韓国に資本進出を行ふ  
い、そこでの低賃金を利用しようとする態度にもあらわれており、政府が日々  
韓会談の妥結を促進する裏には、こうした  
ような資本の要求のあることは否定でき  
きないところであり、これが現在韓国  
での反日運動を呼び起としていること  
を反省してもらわなければなりません  
ん。(拍手)

そもそもILOが生まれましたのは、  
は、国際的な賃金の平準化のもとで公  
正な競争を行ない、そのことが世界の  
平和につながるという認識からである  
ことはここで繰り返す要はございません  
ん。開放経済下にあっては、賃金の格  
差によってではなく、高度の技術と効  
率の高い投資による競争でなければな  
らぬことは、私は現代の常識であると  
考えるのでございます。(拍手)総理が  
一板看板としてこれらました所得倍増  
というの、月給倍増のことだと国民  
は正直に受け取っております。しかしそ  
に、総理みずから賃上げの抑制を言明  
するとは、一体何事かと問わざるを得  
ないのであります。(拍手)

労働者が高度成長に見合つて生活様  
式を高度化しようとするのは当然であ  
り、それに見合つた賃金を要求するの  
もまた当然でございます。また、最近  
のように物価が上がればなおさらのこと  
とありますしよ。賃金水準の引き上げ  
に見合つて経済構造をどう変えていくか、  
くか、また物価をどう押えていくか、

これが政治の課題であり、政府の責任であるはずなのに、首相はこの肝心の点を置き忘れておられると申したいのです。

そもそも、政府が賃金抑制の統一見解を発表することは、本来労使間ににおいて解決すべき賃金紛争に対する不当な権力的介入であって、絶対に許されないばかりでなく、それは政府みずからが、全労働者の前に立ちはだかっての挑戦であり、賃金闘争を政治闘争におびき寄せる重大なあやまちでござります。（拍手）政府は、この際、資本家の側に立つての春闘対策に熱中するあまりの勇み足であったことを反省されて、三月二十四日の決定を撤回し、賃金紛争への介入を中止する意思はないかどうかをお尋ねいたしたい。もし、政府があくまで賃金闘争に介入し続けるならば、この春闘が反池田、反政府の政治闘争に発展することが必然であることを警告するとともに、かつてイギリス保守党が、所得政策と称して賃金ストップの導に出ようとして、これが労働者の憤激を買い、一挙に保守党の支持率低下、労働党の急上昇になつたことを参考までに申し添えておくものであります。（拍手）

次に、現在の最低賃金法は業者間協定をおもな内容としたものであり、ほとんどが一日三百円前後という前時代的な賃金をきめ、しかも協定して何年間も据え置きの状態に置かれておるの

でございます。社会党が当初から主張したように、賃金抑制の機能を果たさないところ存じます。政府が現行法を制定するにあたって、これによつて ILO二十六号条約が批准できると言明したのにかかわらず、今日に至るものとの批准ができないのは、実に、現行法が条約の要求している条件とあまりにもかけ離れておるところに問題があるわけでござります。

をなさるべきだと思うのであります。今日、全国一律の最賃制と社会保険制度の拡充をはかることは、中小企業に若年労働力を確保し、その近代化をはかるための不可欠の政策であり、総理並びに労働大臣の見解を承りたいのでござります。（拍手）

次に、最近における労働災害は驚くべき増加を来たし、ことに昨年秋の三池、鶴見事故は、国民に強い衝撃を与えたましが、政府は、時の経過とともに忘れ去ったのか、何ら責任ある対策を施そとはしておられません。多くの労働者の家族は、政府と経営者を信頼することができず、主人の無事故をただただ祈つて日夜を送つておるのでございます。総理は、国電の乗客が衝突や追突をおそれて、前とうしろの箱は避けて乗らないという、うそのような話を御存じかどうか、お聞きしたいのであります。

災害多発の原因是、政府が、生産の原動力は人間であり、何よりも人命が尊重されなければならぬという大事なことを忘れて、職場の安全を無視し、利潤第一、生産第一主義の施策を行なつてゐるところにあります。三河島、鶴見と相次ぐ国鉄の事故の原因は、過ぎたまして、この過密ダイヤのもととでは、すでに明らかでございます。石田国鉄総裁は、この国会の委員会におきまして、この過密ダイヤのもととでは、責任が持てず、これがいつも事実は

官 報 (号 外)

ります。これは国会での責任ある政府委員の答弁であります。大国といわれた國の議会で、このような答弁が平然と行なわれた事例が、世界のどこのあつたかと尋ねたいのであります。

今日、どこの国を見ても、安全行政においては、まず第一に、人命尊重主義に徹し、これを貫く、第二には、労使対等の立場で保安、安全に当たる体制をとる、第三には、国際慣行の水準を下らない、この三つを原則としておるのであります。政府は、こうした原則に立ち、ILO三十一号勧告の線にも従つて、抜本的な産業、交通の災害対策を打ち立てる意思はないのかどうか、このままで今後三池、鶴見のようないきな災害を引き起こすことがあれば、そのとき政府はいかなる責任をとられるのか、お伺いしたいのでござります。

私は、最後に、労働者の権利の問題についてお伺いいたしたい。ILOの結社の自由委員会は、第五十四次報告書において、公営企業という理由で、一律にストライキを禁止することは適当でないとして、このことについて日本政府に注意を喚起すると言つておるのあります。しかるに、政府は、公企体の争議については、懲戒、解雇の民事責任のみならず、刑罰をもつて障めうとしておるのであります。民間企業も存在している産業部門におきまして、その企業が単に国営、公営であるというだけの理由で争議権を停止しておきたいでござります。政府の態度は、争議のものを事業法違反として刑事罰にするという考え方であり、それは当然憲法とILO百五号条約に違反し、少なくとも二十世紀後半の福音国家といわれる国においては、全く通用しない考え方と断ぜざるを得ないのあります。所見を承つておきたいのでござります。

の答弁をお聞かせ願いたいのでござります。(拍手)

いま、全国の労働者は、本日の統一ストライキに続き、かつてない大規模のストライキを用意しております。公務員、公共企業労働者は、過去のストライキで大きな犠牲を払わされたたまにかかるわらず、今回あえて大規模のストライキを行なわんとしているのであります。何が労働者をここまで追い込んでおるか、政府は事態を正しくとらえて、前向きの措置をとるべきであります。ところが逆に、統一見解を発表して、火に油を注がんとしているのであります。許しがたいことであります。自民党の党内には、今日もなお、労働対策を治安対策と心得て、ILO八十七号条約批准にすら反対運動をするといふ、まことに時代離れをしたところの動きがござります。これと一体となって、世界の大きな流れと逆行せんとする政府に対しまして、私は強い反省を求めて、社会党を代表しての質問を終わるものでござります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

御質問の第一点は、国鉄職員の、夫婦二人供二人の月給が一万九千八百円といふことでござります。月給だけで、あの貢与の点がわかりませんが、いわゆる賃金ではありません。月給だけで、それにはいたしましても、国鉄だけ賃金が安いというわけにはまいりません。

およそ、賃金水準というものは、公共企業体の労働者のみを考えたり、あるいは大産業の人の賃金だけで考えるべきではありません。われわれは、農業、中小企業等の国民の相当の部分の方々の生活程度を考え、全体としてきめるべきものであるということをはつきり申し上げておきます。（拍手）

なお、具体的にいうお話をございますから、具体的に申し上げます。

その次の問題は、物価と賃金との関係でございます。江田さんは、いかにも物価と賃金とは関係のないような論旨のようでございますが、大いに關係があるのです。最近、世界における最も大きい問題は、イギリス、フランス、イタリア等における生産性の向上と賃金の上昇との関係でございます。昨年の九月、十月、十一月、フランス・ドゴール大統領のとつた、あのいわゆる固営企業に關係しておる労務者の賃金ストップとか、あるいは物価に対する非常措置は、これは賃金と生産性と物価との関係を意味したものでございます。イギリスの一、三年前からの施策もしかり、イタリアもしかり、西ドイツもしかりでございます。

また、日本の問題を申し上げましておきますが、昭和三十年を一〇〇といたしましたと、三十八年は、賃金け一八〇になつております。八〇%の上昇

でござります。生産性は、労働者の調査では一五七、生産性本部の調査で一九〇となつております。もしそれ、労働省の調査から言へるならば、生産性のはうが、入年間の向上よりも賃金のはうが、入年間の平均が上がつております。生産性本部の調査から言へば、生産性のはうが、上で、賃金が低い。皆さん、賃金が一八〇になつておるにかかわらず、消費者物価は三〇しか上がつていないのであります。だから、この前の施政演説で申し上げましたことく、実質賃金は、物価の上がりを引いても四〇%以上がつてゐるぢやございませんか。しかも完全適用の実現が見られておるのであります。私は、所得倍増、賃金倍増ということを言っておりますから、労務者の賃金の上がるることは大賛成であります。上げたい。しかし、それにほおのとから限度があるということを言つておるのであります。あなた方はこういふことをお考えにならずに、賃金の上昇はよく考えておやりくださいと言ふと、政府は賃金ストップだと曲解せられることは、私はとるべき行動ではないと考えます。(拍手)

起ります。これは国会での責任ある政府委員の答弁であります。大国といわれる国の議会で、このような答弁が平然と行なわれた事例が、世界のどこにあつたかと尋ねたいのであります。

(拍手)

一体、政府は、事故防止に抜本対策を持つてはいるのかどうか。前回の国会で流れたと同じ法案を、労働災害防止法と銘打つて、わずか三億四千万円の金を経営者につき込んで、それで対策ができるとしても思つておられるのか。さらにまた、労働基準法は空文化され、労働基準監督官は計算上十二年に一度しか現場をのぞけないという実態をどう考へているのか、お尋ねしたいのです。

今日、どこの国を見ても、安全行政においては、まず第一に、人命尊重主義に徹し、これを貫く、第二には、労使対等の立場で保安、安全に当たる体制をとる、第三には、国際慣行の水準を下らない、この三つを原則としておるのであります。政府は、こうした原則に立ち、ILO三十一年勧告の線にも

私は、最後に、労働者の権利の問題についてお伺いいたしたい。I L O の結社の自由委員会は、第五十四次報告において、公営企業という理由で、一律にストライキを禁止することは適当でないとして、このことについて日本政府に注意を喚起すると言つておるのあります。しかるに、政府は、公企体の争議については、懲戒、解雇の民事責任のみならず、刑罰をもつて臨もうとしておるのであります。民間企業も存在している産業部門におきまして、その企業が単に国営、公営であるというだけの理由で争議権を停止している国がどこにあるのかをお尋ねしておきたいでございます。政府の態度は、争議そのものを事業法違反として刑事罰にするという考え方であり、それは当然憲法と I L O 百五号条約に違反し、少なくとも二十世紀後半の福祉国家といわれる国においては、全く通用しない考え方と断ぜざるを得ないのでありまして、所見を承つておきたいのでござります。

の答弁をお聞かせ願いたいのでござります。(拍手)

いま、全国の労働者は、本日の統一ストライキに続き、かつてない大規模のストライキを用意しております。公務員、公共企業労働者は、過去のストライキで大きな犠牲を払わされたたまにかかるわらず、今回あえて大規模のストライキを行なわんとしているのであります。何が労働者をここまで追い込んでおるか、政府は事態を正しくとらえて、前向きの措置をとるべきであります。ところが逆に、統一見解を発表して、火に油を注がんとしているのであります。許しがたいことであります。自民党の党内には、今日もなお、労働対策を治安対策と心得て、ILO八十七号条約批准にすら反対運動をするといふ、まことに時代離れをしたところの動きがござります。これと一体となって、世界の大きな流れと逆行せんとする政府に対しまして、私は強い反省を求めて、社会党を代表しての質問を終わるものでござります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

御質問の第一点は、国鉄職員の、夫婦二人供二人の月給が一万九千八百円といふことでござります。月給だけで、あの貢与の点がわかりませんが、いわゆる賃金ではありません。月給だけで、それにはいたしましても、国鉄だけ賃金が安いというわけにはまいりません。

およそ、賃金水準というものは、公共企業体の労働者のみを考えたり、あるいは大産業の人の賃金だけで考えるべきではありません。われわれは、農業、中小企業等の国民の相当の部分の方々の生活程度を考え、全体としてきめるべきものであるということをはつきり申し上げておきます。（拍手）

なお、具体的にいうお話をございますから、具体的に申し上げます。

その次の問題は、物価と賃金との関係でございます。江田さんは、いかにも物価と賃金とは関係のないような論旨のようでございますが、大いに關係があるのです。最近、世界における最も大きい問題は、イギリス、フランス、イタリア等における生産性の向上と賃金の上昇との関係でございます。昨年の九月、十月、十一月、フランス・ドゴール大統領のとつた、あのいわゆる固営企業に關係しておる労務者の賃金ストップとか、あるいは物価に対する非常措置は、これは賃金と生産性と物価との関係を意味したものでございます。イギリスの一、三年前からの施策もしかり、イタリアもしかり、西ドイツもしかりでございます。また、日本の問題を申し上げまして、ございますが、昭和三十年を一〇〇といたしますと、三千八年は、賃金は一八〇になつております。八〇%の上昇

でござります。生産性は、労働者の調査では一五七、生産性本部の調査で一九〇となつております。もしそれ、労働省の調査から言へるならば、生産性のはうが、入年間の向上よりも賃金のはうが、入年間の平均が上がつております。生産性本部の調査から言へば、生産性のはうが、上で、賃金が低い。皆さん、賃金が一八〇になつておるにかかわらず、消費者物価は三〇しか上がつていないのであります。だから、この前の施政演説で申し上げましたことく、実質賃金は、物価の上がりを引いても四〇%以上がつてゐるぢやございませんか。しかも完全適用の実現が見られておるのであります。私は、所得倍増、賃金倍増ということを言っておりますから、労務者の賃金の上がるることは大賛成であります。上げたい。しかし、それにほおのとから限度があるということを言つておるのであります。あなた方はこういふことをお考えにならずに、賃金の上昇はよく考えておやりくださいと言ふと、政府は賃金ストップだと曲解せられることは、私はとるべき行動ではないと考えます。(拍手)

官 報 (号 外)

す。それだからといって、私はいま直ちにコスト・インフレということは言いませんが、この状態が続ikipi、しかも、その生産性よりも賃金の上昇が非常に上になると、フランスやイタリアのように心配しなければならぬから、労使間におきまして、よほど良識をもつておやり願いたい。ことにこの四月から開放経済に向かいまして、国際競争力を高めなければならぬこの機会に、いたずらにいわゆる近視眼的な自己利害のみ走って、国家永遠の利益を考えないということはよくないといふことを申し上げておるのであって、決して賃金ストップのような考え方を持ております。(拍手)お話をとおりません。(拍手)お話をとおりません。賃金は適正な上昇、よその国よりもうんと上がることが所得倍増の目標なのでござりますから、この点はおわかりいただけたと思います。

央最低賃金審議会に諮問いたしまして、先般その答申を得ました。その答申によりますと、やはり現行法の決定方式によつてやるべし、そんして対象業種をふやしてやる。こういう答申でありますから、私は、いままでの政策をもつと大胆に運用し、そんしていきままでの職権決定の方式もござりますから、それも考慮に入れながら、最低賃金制の問題をこの上とも前向きに検討していきたいと思います。もちろん全國一律の最低賃金制に反対するものではありませんが、いま申し上げましてはございませんが、いま申しあげましたような事情でござりますので、全國一律制の最低賃金のあれにいく前に、もつといまの制度を前向きに活用していく。将来におきましては一律といふことも考へ得るような体制でいこうと思つております。

また、労働災害防止にもきましては、これはお詫のとおりで、産業の合理化も生産能率の向上も、これあつてこそでございます。われわれは、いまでも増して、最近の事故発生の事情から考えまして、今後十分、いわゆる重点産業に対する監督の強化、あるいは法制とか、あるいは行政体制を整備するとか、また、各会社、各企業におきまして自主的災害防止の活動を促進するという方向に導いていきたいと考えております。

しますするスト権を認めないのは憲法が反とうふうなお話でござりますが、もちろん、憲法第二十九条によりまして、勤労者の争議権の重要さ、それが基本権であることは認めておりますが、同様に憲法第十二条、第十三条によると、やはり公共企業体のいわゆる労働争議ということを禁止することは、いまのわが国の状態からいっては、どうして、争議を禁止せられましたか。職員が法に違反して違法行為をしたときに刑罰をかけることは、法治国当然の措置であると私は考えております。(拍手)

これを要するに、私はあなたにも負けない、労働者の生活向上に努力をしてまいっております。所得倍増計画までの意味からでござります。かるがゆえに、池田内閣になりましてからの俸金の上昇は、戦後比較にならぬほどござり、しかも完全雇用に近い状態であります。私は、今後ともこの政策を続けて、所得倍増計画を十年以内に完成し、りっぱな労働者的生活環境をつくることを目標に努力していくことをここにお寄せいたしました。(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) 最近におきまする賃金の上昇は、経済成長に伴う労働需給の逼迫から、従来相対的に曾

金の低かった中小企業、サービス業において顕著に見られるのであります。これは労働力を確保いたしましたするたまに避けることのできない結果でござりますて、これを押えるといふことにりますると、労働の需給に非常な混りを免れないと思うのでござります。かし、このことが、最近の消費者物価の上昇の主たる内容をなしております。中小企業製品の価格またはサービス料金の上昇の一つの原因であるといれておるのでござりますが、政府といたしましては、消費者物価安定を期すために、財政金融政策の適切運用あるいは中小企業、サービス業近代化等、諸般の施策を一そら強力推進いたしまして、これらの産業の生産性の向上をはかつておるところでございますので、コスト・インフレのような事態が生ずるおそれは目下のことないと考えておるのでございまして、このことは私が従来からも申しておところでござります。すなわち、昨年の末、賃金問題につきまして労働省見解を発表いたし、賃金は国民経済成長に見合い、かつ、国民各層の所得の改善と均衡を保つつ改善せらるべきものと考えており、関係労使がかかる観点から賃金問題を合理的に解決することを期待していると述べておるでございますが、この見解は、労働省いたしましては、現在もいささかからず変更をいたしておらないことをお答え

いたす次第であります。

政府といたしましては、賃金問題については、国際收支や物価との関連においてこれらに悪影響を与えないよう、労使が国民経済的見地に立つて重に対処してほしいという考えはまことにあります。春闘に先立つて昨年の末に労働省見解を発表いたしましたるごとく、春闘のさなかにおいて、労使の良識に期待をいたおるのでございまして、かつ、労使の自主的な交渉によって賃金が決定されるものと考え、これに介入しようとしておるのでございません。いう意図は毛頭持つておりません。たがつて、政府といたしましては、段階において、これに關してあらためて統一見解を発表するといふようなことは、先ほど總理からもされたとおりでございます。

次に、産業災害安全防止問題についておきましては、三池事件、鶴見事件などよりまして、従来考へてまいりましたのは、三池事件、鶴見事件など以上の根本策を必要とするに至つたとの判断いたしております。これにましましては、目下労使の意見を聞いておきましては、双方の抗議が判明いたしましたならば、これが基礎といたしまして、労働省といつましても、具体化に乗り出してまいりたいと考えておるのでござります。

。いたを意てつもたにき 申考め現しとさせしむる年が、うち慎よに

5

官 報 (号 外)

次に、最低賃金の問題について、先ほど総理からもお答えを申し上げました  
が、池田内閣といたしましては、一昨  
年以来、最低賃金制の今後の進め方に  
ついて、中央最低賃金審議会の検討を  
願つておつたのでござります。現在に  
おきましては、その答申もございます  
ので、先ほど総理の言われたよう  
に、現行法のもとにおいてできるだけ  
広範囲に職権方式を活用し、実効ある  
最低賃金を定めていく、そしてその後  
におきましては、審議会の答申されま  
した意見にもござりますとおり、三年  
間の実績を検討いたしました上、現行  
制度の根本的再検討をはかつてまいり  
たいと存じておるのでございまます。  
(拍手)

も中小企業もサービス業もあるのです。さうですが、労使間の賃金交渉で国民経済全体のことを考えていただきたいと申しましても、なかなかそれは行なわれがたいことがありますから、私がやはり国民経済全体の立場からものを考え、あるいは申したりするのには、むしろ必要な義務ですらある場合があるというふうに考えます。なお、しかし、誤解を招いてはいけないわけですから、そういうものの申し方、あるいは内容等については、きわめて慎重でなければならないということは、確かにさように思つております。(拍手)

人事院勧告についてこの際申し上げますと、従来、人事院勧告につきましては、政府としましては、できるだけこれを尊重して実施をしてきたところです。三十九年度におきましては、人事院勧告が出るかどうかは、現在のところ明確ではないでござりますが、かりに勧告が出された場合には、例年どおり、一般的経済情勢及び財政事情等を総合勘案した上で、態度を決定することになると思われるのではあります。（拍手）

〔国務大臣賀屋興宣君登壇〕

○国務大臣（賀屋興宣君）　お答えを申上げます。

私は關係します御質問の第一は、奉闕に対して、その争議に関して刑事罰をもつて臨む方針である。これははなはだけしからぬといふ御質問だと思ひますが、労働運動に對しまする政府の態度は、従来繰り返し明らかにしてまいつたところでございまして、要するに、健全な労使関係の育成を念願いたしておるところでございます。およそ民主的で秩序正しい労働運動の發展を期待いたすのでございまして、みだりに正当な労働運動に入りし、刑事罰をもつてこれを弾圧するというようなな圖は毛頭ないところでございます。（拍手）しかし、法律の明文によりまして争議行為などを禁止されておるもの、違法な争議行為を行なつて罰則に触れます場合、正当な組合活動の限界

をおきましては、これを取り締まる事業をすることにつきまして、これが禁止規定があるのはよろしくないといふ御趣旨かと思いましたが、この点に賛成しましては、先ほど總理大臣より御意見がありましたように、やはり憲法第二条、十三条に基づきまして、公共の福祉の立場から当然な制限でございまして、これは最高裁判所の判例におましてもこれのが適法なりということは認められておるところでございますから、これをつけ加えて申し上げておきます。次第でござります。(拍手)

〔政府委員鴨田宗一君登壇〕

〔発言する者あり〕

○政府委員(鴨田宗一君) 次官でも認めた大臣でございますので、この点御了承をお願いいたしたいと思います。

二十四日の閣議の席上、河野大臣の公団等の争議に関する問題の内容について江田さんから御質問がございました。その内容につきまして大臣の真意をお伝えいたしたいと思うのであります。

現在、公団等の職員の労働關係については、民間会社の場合と同様に争議権が認められておることは御承知の

務は公共性が強く、民間会社よりはしろ国鉄等の公社に近い性格を持つるので、その業務の停滯は、場合によつては公社の福祉を著しく害するとも予想されるのであります。しがつて、これら公団の職員の争議権については、一般の公務員及び公社職との權衡を考えても、何らかの抑制置を検討すべきではないかという趣のことを発言したのでござります。(拍手)

業者にてたことにたまに冒頭に措置をとる。しのぎをさう。

取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ  
乗ジテ其財物ヲ交付セシム目的  
ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者  
ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処

ス  
人ヲ略取又ハ誘拐シタル者近親其  
他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ  
憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ  
又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタル  
トキ亦同ジ

第二百二十七条第一項中「前三条」  
を「第二百二十四条、第二百二十五  
条又ハ前条」に改め、同項の次に次  
の一項を加える。

第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ  
犯シタル者ヲ為シタル者ハ二年以下  
被拐取者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ  
隠避セシメタル者ハ一年以上十年  
以下ノ懲役ニ処ス

第二百二十七条に第四項として次  
の一項を加える。

第二百二十五条ノ二第一項ノ目的  
ヲ以テ被拐取者ヲ收受シタル者ハ

二年以上ノ有期懲役ニ処ス被拐取  
者ヲ收受シタル者近親其他被拐取  
者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乘  
ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ  
要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同  
ジ

第二百二十八条中「本章」を「第二  
百二十五条ノ二第一項、第二百二十  
四条、第二百二十五条、第二百二十  
五条ノ二第一項、第二百二十

六条並ニ前条第一項乃至第三項及ビ  
第四項前段」に改め、同条の次に次  
の二条を加える。

第二百二十九条ノ二 第二百二十五  
条ノ二又ハ第二百二十七条第二項  
所ニ解放シタルトキハ其刑ヲ減輕  
ス

若クハ第四項ノ罪ヲ犯シタル者公  
訴ノ提起前被拐取者ヲ安全ナル場  
所ニ解救シタルトキハ其刑ヲ減輕  
ス

第二百二十九条ノ三 第二百二十五  
条ノ二第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以  
テ予備ヲ為シタル者ハ二年以下  
ノ懲役ニ処ス但実行ノ着手前自首  
シタル者ハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第二百二十九条中「第二百二十六  
条ノ罪、同条ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ  
以テ犯シタル第二百二十七条第一項  
ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外  
ノ罪」を「第二百二十四条ノ罪、  
第二百二十五条第一項ノ罪及ビ此等ノ罪ヲ  
以テ犯シタル第二百二十四条ノ罪、  
第二百二十五条ノ二第一項ノ罪、同条第三項ノ  
罪並ニ此等ノ罪ノ未遂罪」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算  
して二十日を経過した日から施行  
する。

2 この法律の施行前にした行為に  
ついては、この法律による改正後  
の刑法第二百二十九条ノ一及び第  
二百二十九条の規定にかかるわら  
ず、なお従前の例による。

最近における誘拐犯罪の実情にか  
んがみ、みのしろ金の取得を目的と  
する略取又は誘拐及び拐取後におけ  
るみのしろ金の取得又は要求につい  
て特別の処罰規定を設けることとす  
る等の必要がある。これが、この法  
律案を提出する理由である。

さて、当委員会におきましては、三  
月二日本案が付託せられて以来、慎重  
審議を重ねてまいりましたが、詳細は  
会議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月二十六日、質疑を終了  
しました。次いで、民主社会党を代表  
して竹谷源太郎君より賛成の討論があ  
り、採決の結果、本案は全会一致を  
もって政府原案のとおり可決すべきも  
とのと決した次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)  
〔報告書は本号末尾に掲載〕

○濱野清吾君 登壇

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

除すること、並びに人を略取・誘拐し  
た者が、身のしろ金を交付させ、また  
はその交付を要求する行為をした場合  
にも、無期または三年以上の懲役に処  
することにした等であります。

さて、当委員会におきましては、三  
月二日本案が付託せられて以来、慎重  
審議を重ねてまいりましたが、詳細は  
会議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月二十六日、質疑を終了  
しました。次いで、民主社会党を代表  
して竹谷源太郎君より賛成の討論があ  
り、採決の結果、本案は全会一致を  
もって政府原案のとおり可決すべきも  
とのと決した次第であります。

さて、当委員会におきましては、三  
月二日本案が付託せられて以来、慎重  
審議を重ねてまいりましたが、詳細は  
会議録に譲りたいと存じます。

郵政省設置法の一部を改正する法  
律案  
右  
国会に提出する  
昭和三十九年二月二日  
内閣総理大臣 池田 勇人  
郵政省設置法の一部を改正する  
法律  
法律  
郵政省設置法(昭和二十三年法律  
第二百四十四号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二十五条第一項中「三千三百三  
人」を「三千三百二十五人」に改める。

附則  
この法律は、昭和三十九年四月一  
日から施行する。

○議長(船田中君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります  
に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よつ  
て、本案は委員長報告のとおり可決い  
たしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よつ  
て、本案は委員長報告のとおり可決い  
たしました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求  
めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求  
めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求  
めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求  
めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

郵政省設置法の一部を改正する法  
律案  
右  
国会に提出する  
昭和三十九年二月二日  
内閣総理大臣 池田 勇人  
郵政省設置法の一部を改正する  
法律  
法律  
郵政省設置法(昭和二十三年法律  
第二百四十四号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二十五条第一項中「三千三百三  
人」を「三千三百二十五人」に改める。

附則  
この法律は、昭和三十九年四月一  
日から施行する。

○議長(船田中君) 起立多数。よつ  
て、本案は委員長報告のとおり可決い  
たしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よつ  
て、本案は委員長報告のとおり可決い  
たしました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求  
めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申します。

本案は、郵政省の職員のうち、一般職給与法の適用を受ける職員の定員を二十二名増員しようとするものであります。

本案は、二月三日本委員会に付託され、十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月二十六日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

中小企業近代化資金助成法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化資金助成法の一

部を改正する法律

### ○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部

を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、右三案

を一括して議題となし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、右三案

を一括して議題となし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを

を改めます。

企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部

を改めます。

### 中小企業近代化資金助成法(昭和三十二年法律第百十五号)の一部を改正する法律案

すなわち、この際、内閣提出、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案を改めます。

第二条第一項を次のように改めます。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいふ。

と/or は、次の各号の一に該当する者をいふ。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいふ。

会(以下「計画組合」という。)の組合員又は所属員であつて、当該計画組合の地区内における商店街が形成されている一定の土地の区域において事業を行なうものが、当該商店街の改造によりその経営の合理化を図るため、当該計画組合の作成する商店街近代化計画に基づいて商店の施設を設置する場合に

おいて、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小商店の近代化に著しく寄与するものであると認められるときには、第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号の二に掲げるもののほか、次の資

金一千円以下の会社並びに常時使用者の従業員の数が千人以下の会社及び個人であつて、鉱業に從事する事業を主たる事業として營むもの

三千円以下の会社並びに常時使用者の従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に從事する事業を主たる事業として營むもの

五千円以下の会社並びに常時使用者の従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に從事する事業を主たる事業として營むもの

万円以下の会社並びに常時使用者の従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に從事する事業を主たる事業として營むもの

2 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二条を次のように改め

る。

第二条 削除

この法律において「計画組合」といふ者は、

第二十五条の次に次の二条を加え  
る。  
(債券の発行)

第二十五条の二 公庫は、資本金の  
額の二十倍に相当する金額を限度  
として、中小企業債券(以下「債  
券」という。)を発行することがで  
きる。ただし、その発行した債券  
の償換のためには、一時その限  
度をこえて債券を発行することが  
できる。

2 公庫は、前項の規定により債券  
を発行しようとするときは、主務  
大臣の認可を受けなければならな  
い。

3 第一項の規定による債券の債権  
者は、公庫の財産について他の債  
権者に先づて自己の債権の弁済  
を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法  
の規定による一般の先取特権に次  
ぐものとする。

5 公庫は、主務大臣の認可を受け  
て、債券の発行に関する事務の全  
部又は一部を銀行又は信託会社に  
委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十  
八号)第三百九条から第三百十一  
条まで(受託会社の権限及び義務)  
の規定は、前項の規定により委託  
を受けた銀行又は信託会社につい  
て準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債  
券に関し必要な事項は、政令で定  
める。

(債務保証)

第二十五条の三 政府は、法人に  
に対する政府の財政援助の制限に關  
する法律(昭和二十一年法律第二  
十四号)第三条の規定にかかわらず、  
国会の議決を経た金額の範囲  
内において、債券の元本の償還及  
び利息の支払について保証するこ  
とができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 公庫の予算及び決算に関する法  
律(昭和二十六年法律第九十九号)  
の一部を次のように改正する。

3 第一項の規定による債券の債権  
者は、公庫の財産について他の債  
権者に先づて自己の債権の弁済  
を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法  
の規定による一般の先取特権に次  
ぐものとする。

5 公庫は、主務大臣の認可を受け  
て、債券の発行に関する事務の全  
部又は一部を銀行又は信託会社に  
委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十  
八号)第三百九条から第三百十一  
条まで(受託会社の権限及び義務)  
の規定は、前項の規定により委託  
を受けた銀行又は信託会社につい  
て準用する。

理由

中小企業に対する金融の現状にか  
んがみ、中小企業金融公庫が中小企  
業債券を発行して資金を調達するこ  
とができるようにする等の必要があ  
る。

中小企業に対する金融の現状にか  
んがみ、中小企業金融公庫が中小企  
業債券を発行して資金を調達するこ  
とができるようにする等の必要があ  
る。

る。これが、この法律案を提出する  
理由である。

中小企業近代化促進法の一部を改  
正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和三十九年二月十日

内閣總理大臣 池田勇人

中小企業近代化促進法の一部を改  
正する法律案

中小企業近代化促進法(昭和三十  
八年法律第六十四号)の一部を次  
のように改正する。

第二条を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行す  
る。

二項とし、第四項を第三項とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

二項とし、第四項を第三項とする。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求  
めます。商工委員長二階堂進君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔二階堂進君登壇〕

監事の権限に関する規定を整備するこ  
と等を改正を行ない、もつて中小企業  
に対する融資の拡充をはかるとする  
ものであります。

次に、中小企業近代化促進法の一部  
を改正する法律案について申し上げま  
す。

本案は、中小企業者の定義を中小企  
業基本法に定められた中小企業者の範

の会社及び個人であつて、商業  
又はサービス業(次号の改令で  
定める業種を除く。)に属する事  
業を主たる事業として営むもの  
の業種ごとに政令で定める金額  
以下の会社並びに當時使用する  
従業員の数がその業種ごとに政  
令で定める数以下の会社及び個  
人であつて、その政令で定める  
業種に属する事業を主たる事業  
として営むもの

ます。中小企業者の中の定義を中小企  
業基本法に定められた中小企業者の範  
囲に対応させ、法律に明定すること、  
及び中小企業高度化資金貸付制度のう  
ち、新たに商店街近代化資金制度を設  
ける等の改正を行ない、もつて中小企  
業の近代化をはかるとするものであ  
ります。

本案は、中小企業者の中の定義を中小企  
業基本法に定められた中小企業者の範  
囲に対応させ、法律に明定すること、  
及び中小企業高度化資金貸付制度のう  
ち、新たに商店街近代化資金制度を設  
ける等の改正を行ない、もつて中小企  
業の近代化をはかるとするものであ  
ります。

工委員会における審議の経過並びに結  
果を御報告いたします。

開に対応させ、法律に明定しようとするものであります。

この三法案は、去る二月十日及び十八日にそれぞれ商工委員会に付託され、二月十一日及び十九日に福田通商

産業大臣より提案理由の説明を聴取し、二月十五日より質疑に入り、慎重なる審議が行なわれました。その詳細は会議録に譲ります。

三月二十五日質疑を終了し、二十七日、採決に付しましたところ、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

修正要旨は、監事の権限に関する改正規定につき、監事が直接主務大臣に意見を提出することができるよう改るものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案  
(委員会修正)  
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

第十条に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削除。

○議長(船田中君) 三案を一括して採決いたします。

三案中、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正、他の二案の委員長の報告は可決であります。三案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、三案とも委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、三案とも委員長報告のとおり決しました。

昭和三十九年三月二十五日  
参議院議長 船田中殿

衆議院議長 重宗 雄三

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○小沢辰男君 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 本件の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案



○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長森田重次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森田重次郎君登壇〕

○森田重次郎君 ただいま議題となりました消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案の主たる内容を申し上げますと、

改正の第一は、永年勤続して退職された非常勤消防団員の功労に報いるため、市町村は、条例の定めるところにより、退職報償金を支給しなければならないこととすることがあります。

第二は、市町村の退職報償金の支給を的確に実施するため共済制度を設け、從来の消防団員等公務災害補償責任共済基金にその支給事務を行なわせること等であります。

本案は、参議院の先議でありまして、二月十四日当委員会に本付託となり、二月二十日政府より提案理由の説明を聴取した後、消防施設の充実及び

財源強化の見地から、消防行政全般にわたり慎重に審査を行なつたのであります。

また、その詳細は会議録に譲りま

す。

三月二十六日質疑を終了、二十七

日、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと譲決いたしました。

なお、本案に対し、三党の共同による、消防施設の充実強化及び非常勤消防団員の待遇改善をはかるべき旨の附帯決議が提案されたのですが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公営住宅法第六条第三項の規定に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求める件

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本件は、公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求める件

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

二、一の内訳は、おおむね次のとおりとする。

第一種公営住宅

八〇、〇〇〇戸

第二種公営住宅

一二〇、〇〇〇戸

三、公営住宅は、地域別の住宅需要に即応するとともに、母子世帯、炭鉱離職者等で特別の考慮を必要とする者についての対策にも配意して、その建設を行なう。

四、公営住宅は、原則として不燃堅ろう構造とするとともに、その立体化と規模の引き上げを図る。

五、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

六、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

七、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

八、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

九、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

十、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

十一、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

十二、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

十三、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

十四、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

十五、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

十六、公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、

必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

〔丹羽喬四郎君登壇〕

○丹羽喬四郎君 ただいま議題となりました公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求める件につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

公営住宅の建設については、公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、政

府は、昭和二十七年度以降の毎三年

を一期とする公営住宅建設三年計画を作成し、その大綱について国会の承認を求めております。明

治三十九年度を初年度とする公営住

宅建設三年計画について国会の承認

を求めようとするものであります。

本計画は、現在政府が昭和四十五年

度までに一世帯一住宅を実現すること

を目指して施策を進めており、これ

に基づき、住宅対策審議会の意見を聞

いて作成し、閣議の決定を経たもの

で、その内容は次のとおりであります。

本計画は、現在政府が昭和四十五年

度までに一世帯一住宅を実現すること

を目指して施策を進めており、これ

に基づき、住宅対策審議会の意見を聞

いて作成し、閣議の決定を経たもの

で、その内容は次のとおりであります。

一、公営住宅二十万戸を建設するこ

ととし、その内訳は、おおむね第一種

公営住宅八万戸、第二種公営住宅十二

万戸とすること、二、公営住宅は、地

域別の住宅需要に即応するとともに、

特別の考慮を必要とする者についての

対策にも配意して建設を行なうこと、

三、公営住宅は、原則として不燃堅牢

構造とし、立体化と規模の引き上げを

はること、四、公営住宅は、良好な

環境を確保するように、総合的な住宅

団地計画に基づき、承認を求める

こと等であります。



刑法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、誘拐犯罪が近年に至つて多発化、集團化の傾向にあるなどの諸事情と、この種犯罪が模倣性の強いものであることを考慮して、いわゆるみのしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する犯罪について特別の処罰規定を新設しようとするものであり、その内容は次の通りである。

- 1 いわゆるみのしろ金を交付させる目的で、人を略取又は誘拐した者を、無期又は三年以上の懲役に処するとともに、その未遂罪をも処罰する。
- 2 右の罪を犯す目的でその予備をした者を、二年以下の懲役に処する。ただし、実行の着手前に自首した場合は、その刑を減輕又は免除する。
- 3 人を略取又は誘拐した者が、みのしろ金を交付させ、又はその交付を要求する行為をした場合は、無期又は三年以上の懲役に処するとともに、その未遂罪をも処罰する。
- 4 みのしろ金目的の略取、誘拐が行なわれた後に、その犯人を帮助する目的で、被拐取者を収受し、藏匿し又は隠避させた者を、一年以上十年以下の懲役に

処するとともに、その未遂罪をも処罰する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
衆議院議長船田中殿

5 自己にみのしろ金を交付させる目的で、他人が略取、誘拐した被拐取者を收受した者を、二年以上の有期懲役に処するとともに、その未遂罪をも処罰する。

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、宇宙研究所における宇宙通信研究等のため、郵政省の職員のうち、一般職給与法の適用を受ける職員の定員を二二人増員して、三、三三五人に改めようとするものである。

二 議案の可決理由  
最近の誘拐犯罪の諸事情にかんがみると、みのしろ金目的の誘拐罪を刑法第二二五条によつて一般の營利誘拐罪と同様に処罰することとしている現行刑法は、この種の犯罪に対処するのに不十分であるので、本案は、この際、みのしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する罪について、その実質にふさわしい重い法定刑を定め、これによつて、この種犯罪の未然の防止を図り、ひいては、この種犯罪の発生によつて惹起され、社会不安を除去しようとするものであり、

適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業構造の高度化、設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的としている。

本改正案は、国が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由  
本案は、宇宙通信研究の向上等を図るために、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

1 中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、「製造業等

たは従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他

法律の施行上とくに必要と認められる業種については政令で定める範囲のもの」とすること。

2 新たに商店街の近代化に必要な資金を貸し付ける制度を設けること。

なお、本法は、公布の日から施行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
内閣委員長 德安 實誠

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
商工委員長 二階堂 進

三 本案施行に要する経費  
ものと議決した次第である。

昭和三十九年度中小企業高度化資金融通特別会計に、商店街近代化資金として一億五千万円が計上されている。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、政府関係機関が融通することが困難な長期資金を中小企業者に対して融通してきただが、最近、中小企業の近代化を早急に促進することの必要性が国民経済の均衡ある成長発展のために、とくに要請されている。

本案は、当公庫が中小企業債券を発行して資金を調達し、中小企業に対する融資の拡充を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二

十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
商工委員長 二階堂 進

三 本案施行に要する経費  
ものと議決した次第である。

昭和三十九年度中小企業高度化資金融通特別会計に、商店街近代化資金として一億五千万円が計上されている。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業構造の高度化、設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、

国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的としている。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

1 中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、「製造業等

たは従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他

法律の施行上とくに必要と認められる業種については政令で定める範囲のもの」とすること。

2 新たに商店街の近代化に必要な資金を貸し付ける制度を設けること。

なお、本法は、公布の日から施行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
内閣委員長 德安 實誠

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、政府関係機関が融通することが困難な長期資金を中小企業者に対して融通してきただが、最近、中小企業の近代化を早急に促進することの必要性が国民経済の均衡ある成長発展のために、とくに要請されている。

本案は、当公庫が中小企業債券を発行して資金を調達し、中小企業に対する融資の拡充を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二

十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業構造の高度化、設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、

国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的としている。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

1 中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、「製造業等

たは従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他

法律の施行上とくに必要と認められる業種については政令で定める範囲のもの」とすること。

2 新たに商店街の近代化に必要な資金を貸し付ける制度を設けること。

なお、本法は、公布の日から施行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
内閣委員長 德安 實誠

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、政府関係機関が融通することが困難な長期資金を中小企業者に対して融通してきただが、最近、中小企業の近代化を早急に促進することの必要性が国民経済の均衡ある成長発展のために、とくに要請されている。

本案は、当公庫が中小企業債券を発行して資金を調達し、中小企業に対する融資の拡充を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二

十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業構造の高度化、設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、

国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的としている。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

1 中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、「製造業等

たは従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他

法律の施行上とくに必要と認められる業種については政令で定める範囲のもの」とすること。

2 新たに商店街の近代化に必要な資金を貸し付ける制度を設けること。

なお、本法は、公布の日から施行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
内閣委員長 德安 實誠

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、政府関係機関が融通することが困難な長期資金を中小企業者に対して融通してきただが、最近、中小企業の近代化を早急に促進することの必要性が国民経済の均衡ある成長発展のために、とくに要請されている。

本案は、当公庫が中小企業債券を発行して資金を調達し、中小企業に対する融資の拡充を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二

十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業構造の高度化、設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、

国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的としている。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

1 中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、「製造業等

たは従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他

法律の施行上とくに必要と認められる業種については政令で定める範囲のもの」とすること。

2 新たに商店街の近代化に必要な資金を貸し付ける制度を設けること。

なお、本法は、公布の日から施行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
内閣委員長 德安 實誠

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、政府関係機関が融通することが困難な長期資金を中小企業者に対して融通してきただが、最近、中小企業の近代化を早急に促進することの必要性が国民経済の均衡ある成長発展のために、とくに要請されている。

本案は、当公庫が中小企業債券を発行して資金を調達し、中小企業に対する融資の拡充を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二

十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業構造の高度化、設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、

国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的としている。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

1 中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、「製造業等

たは従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他

法律の施行上とくに必要と認められる業種については政令で定める範囲のもの」とすること。

2 新たに商店街の近代化に必要な資金を貸し付ける制度を設けること。

なお、本法は、公布の日から施行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
内閣委員長 德安 實誠

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、政府関係機関が融通することが困難な長期資金を中小企業者に対して融通してきただが、最近、中小企業の近代化を早急に促進することの必要性が国民経済の均衡ある成長発展のために、とくに要請されている。

本案は、当公庫が中小企業債券を発行して資金を調達し、中小企業に対する融資の拡充を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二

十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行する。

右報告する。  
昭和三十九年三月二十六日  
衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
衆議院議長船田中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業構造の高度化、設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、

国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的としている。

本改正案は、國が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図らうとするもので主な内容は次のとおりである。

2 政府は、中小企業債券の元本の償還および利息の支払について保証する。

3 監事の権限に関する規定を整備する。

なお、本法は、公布の日から施行する。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、中小企業金融公庫が民間資金を調達し、中小企業に対する融資を図る措置として、有効適切なものと認めるが、監事の権限に関する改正規定につき、監事が直接主務大臣に意見を提出できるよう、別紙のとおりこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

## 三 経費

昭和三十九年度中小企業債券の発行額は、百億円を予定している。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

(一は修正)

第十条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書	
<b>一 議案の要旨及び目的</b>	
本案は、中小企業基本法において中小企業者の範囲が明確にされた制定の趣旨にかんがみ、政令で定めることとなつてある中小企業者の定義を「製造業等にあつては、資本金五千万円または従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他法律の施行上とくに必要と認める業種については政令で定める範囲のもの」と改めようとするものである。	現行法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進し、船舶の輸出の振興と海運業の健全な発達に寄与することを目的として、昭和三十四年に制定されたもので、その法律の期限は昭和三十九年三月三十一日までとなつてあるが、本案は最近における技術革新の進展等に対応して、法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとするものである。
<b>二 議案の可決理由</b>	
本案は、中小企業基本法の趣旨にかんがみ、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。	本案は、最近における中小型船の近代化の傾向等にかんがみ、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
<b>三 経費</b>	
昭和三十九年度中小企業債券の発行額は、百億円を予定している。	右報告する。
右報告する。	昭和三十九年三月二十七日
商工委員長 二階堂 進	衆議院議長船田中殿

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書	
<b>一 議案の要旨及び目的</b>	
本案は、非常勤消防団員に対しても退職報償金を支給する制度を創設するとともに、共済制度により退職報償金の支給を的確に実施した。	現行法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進し、船舶の輸出の振興と海運業の健全な発達に寄与することを目的として、昭和三十四年に制定されたもので、その法律の期限は昭和三十九年三月三十一日までとなつてあるが、本案は最近における技術革新の進展等に対応して、法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとするものである。
<b>二 議案の可決理由</b>	
本案は、最近における中小型船の近代化の傾向等にかんがみ、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。	本案は、最近における中小型船の近代化の傾向等にかんがみ、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
<b>三 経費</b>	
昭和三十九年度中小企業債券の発行額は、百億円を予定している。	右報告する。
右報告する。	昭和三十九年三月二十七日
商工委員長 二階堂 進	衆議院議長船田中殿

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書	
<b>一 議案の要旨及び目的</b>	
本案は、非常勤消防団員に対しても退職報償金制度を創設する方策としての員の待遇を改善する方策としての退職報償金制度の創設は妥当と認め、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。	現行法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進し、船舶の輸出の振興と海運業の健全な発達に寄与することを目的として、昭和三十四年に制定されたもので、その法律の期限は昭和三十九年三月三十一日までとなつてあるが、本案は最近における技術革新の進展等に対応して、法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとするものである。
<b>二 議案の可決理由</b>	
本案は、最近における中小型船の近代化の傾向等にかんがみ、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。	本案は、最近における中小型船の近代化の傾向等にかんがみ、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
<b>三 経費</b>	
昭和三十九年度中小企業債券の発行額は、百億円を予定している。	右報告する。
右報告する。	昭和三十九年三月二十七日
商工委員長 二階堂 進	衆議院議長船田中殿

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書	
<b>一 議案の要旨及び目的</b>	
本案は、非常勤消防団員に対しても退職報償金制度を創設する方策としての員の待遇を改善する方策としての退職報償金制度の創設は妥当と認め、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。	現行法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進し、船舶の輸出の振興と海運業の健全な発達に寄与することを目的として、昭和三十四年に制定されたもので、その法律の期限は昭和三十九年三月三十一日までとなつてあるが、本案は最近における技術革新の進展等に対応して、法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとするものである。
<b>二 議案の可決理由</b>	
本案は、最近における中小型船の近代化の傾向等にかんがみ、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。	本案は、最近における中小型船の近代化の傾向等にかんがみ、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
<b>三 経費</b>	
昭和三十九年度中小企業債券の発行額は、百億円を予定している。	右報告する。
右報告する。	昭和三十九年三月二十七日
商工委員長 二階堂 進	衆議院議長船田中殿

公営住宅法第六条第三項の規定  
に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

本件の要旨及び目的

公営住宅の建設について、政府は、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第六条第三項の規定に基づき、昭和二十七年度以降の毎三箇年を一期とする公営住宅建設三箇年計画を作成し、その大綱について国会の承認を求める

ことになつてゐるので、昭和三十一年度を初年度とする公営住宅建設三箇年計画について国会の承認を求めようとするものである。

その内容は次のとおりである。

1 公営住宅二〇〇、〇〇〇戸を建設する。

2 1の内訳は、おおむね次のとおりとする。

第一種公営住宅

八〇、〇〇〇戸

第二種公営住宅

一二〇、〇〇〇戸

昭和三十九年三月二十七日

建設委員長 丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件に

4 公営住宅は、原則として不然堅ろう構造とともに、その立体化と規模の引上げを図

るものはほとんどみずから住宅を建設する資力なく、また高家賃にたえ保するように、総合的な住宅用地計画に基づいて、その建設を図り、必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

二 本件の議決理由

本件は、健康で文化的な生活を営むに必要な住宅を建設し、低額所得者の住宅難の解消につとめ、あわせて住宅の質の向上、居住水準の向上、居住環境の整備を図るために妥当なる計画と認め、承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対しても、別紙のこととき附帯決議を附することに決した。

三 本件に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算に、第一年度分として、約二百七十一億四千万円が計上されてい

る。

るものはほとんどみずから住宅を建設する資力なく、また高家賃にたえ保するように、総合的な住宅用地計画に基づいて、その建設を図り、必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

政府はこの事態に対処するため、三ヵ年間に二〇万戸の公営住宅建設計画をもつて事足れりとせず、なお一段の努力をもつて住宅不足の解決に万全の策を講すべきである。

右決議する。

得ない低所得者層である。

政府はこの事態に対処するため、三ヵ年間に二〇万戸の公営住宅建設計画をもつて事足れりとせず、なお一段の努力をもつて住宅不足の解決に万全の策を講すべきである。

右決議する。

昭和三十九年三月二十七日 衆議院会議録第十八号

五七〇

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一部十五円  
(ただし良質紙は二十円)  
郵局とも

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地  
大蔵省印刷局 電話 東京一九四二

官

報官  
九四二  
代